

秦野市都市公園条例の一部を改正することについて

秦野市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

カルチャーパーク再編整備事業の一環として庭球場のクレークートを人工芝コートに改修することに伴い、使用料金表の表記を改めるため、改正するものであります。

秦野市都市公園条例の一部を改正する条例

秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中

「

市内の者	1面、1時間	砂入人工芝コート	400円
		上記以外のコート	300円
市外の者	につき	砂入人工芝コート	2,000円
		上記以外のコート	1,500円

を

」

「

市内の者	1面、1時間につき	400円
市外の者		2,000円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。